

# 月報私学

1  
2014  
Vol.193

日本私立学校振興・共済事業団広報



千葉明德学園は「明明徳」の理念に則り、人間性を引き出す教育を目指しています。絶滅危惧種に指定されている多年草の金蘭が自生する緑に囲まれたキャンパスで、自然とのかかわり・他者とのかわりを学びます。

写真提供：学校法人 千葉明德学園（千葉県千葉市）

## CONTENTS

- 年頭所感..... 2
- 平成25年度 私立高等学校入学志願動向..... 3
- 事業団資金で明日を拓く―特別編― 東日本大震災を乗り越えて..... 5
- 連載② 「魅力あふれる学校づくりを目指して」  
人間性を引き出す教育と「総合保育創造組織」での実践的保育者養成..... 7
- 退職時の手続き―資格・短期給付・年金・保健事業・貸付―..... 9
- 平成25年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会..... 12
- INFORMATION..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内..... 16

# 年頭所感



## 明日の人材を育てる私学とともに

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 河田 悌一

謹んで新年のお慶びを申し上げます。私学の皆様の本年多幸を、心より祈念いたします。

\* \* \* \* \*

昨今わが国では、経済を再生し、グローバル競争に勝ち抜くことを目標に、それに対応できる人材を養成するための教育改革が求められています。

昨年五月、教育再生実行会議は、グローバル化に対応した教育環境づくりを促進するため、大学教育の改革について提言いたしました。

この提言を受け、六月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」では、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」など四つの基本的方向性が示されました。と同時に「第二期教育振興基本計画」も閣議決定。そこでは、私学助成について、財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施などが盛り込まれております。

また十二月には、中央教育審議会大学分科会の組織運営部会において、大学のガバナンスのあり方を明確にする、「審議のまとめ」が出されました。

私学に関する動向としては、学校法人会計基準の改正、情報公開のための大学ポータルサイト（仮称）の実現をめざす検討が進められております。

一方、社会保障制度改革のスケジュールなどを定める社会保障制度改革のスケジュールなどを定めるプ

ログラム法案が閣議決定されて国会に提出。私学共済制度にも、さまざまな影響が予測されます。

そのため、私学事業団の助成業務では、①補助事業において、「大学力」の向上のため私立大学等改革総合支援事業が創設され、私立大学の質的充実に向けた改革に積極的に取り組む大学等を重点的に支援することとしております。

②貸付事業では、私立学校施設の耐震化を促進するため、校舎・園舎の建替事業や耐震補強工事等に対する長期低利融資を、引き続き進めております。

③経営支援・情報提供事業では、平成二十二年度に開始した「私学リーダーズセミナー」を開催しました。また、前年度、好評だった「私学スタッフセミナー」を二度、開催しました。これらのセミナーについては、今後もさらなる内容の充実に努めてまいります。

\* \* \* \* \*

共済業務では、①短期給付事業において、高齢者医療制度への支援金等の負担が増加したため、十五年度に改定して以来据え置いてきた短期給付分掛金率を、〇・八七パーセント引き上げました。そのため、ジェネリック医薬品の利用を積極的に促進するなどによって、医療費適正化に努めてまいります。

②長期給付事業では、過去の物価が下落した時期、年金額を据え置き、本来の水準より二・五パーセン

ト高い水準となっていました。それを段階的に解消し、年金財政の健全化や世代間の公平性を図るため、年金額を昨年十月から、マイナス一・〇パーセント改定いたしました。

また現在、二十七年十月の被用者年金一元化に向けた調整を進めております。

③福祉事業では、特定健康診査・特定保健指導の事業が第二期目（二十五～二十九年度）を迎え、新たな目標に向けて、広報誌等による周知を図り、受診率向上に努めております。

中国の古典では、

—— 天下の耳目をもって視聴となし、天下の心を心となす。

と申します。私ども私学事業団は、私学の方々、加入者の皆様の「耳目と心」、すなわちご意見を尊重しつつ、情報を的確に把握して対応していく所存でございます。

\* \* \* \* \*

私学振興という私学事業団の役割を改めて認識し、私学の皆様のご期待にお応えできるよう、役員一同業務の充実に努めてまいります。

本年も相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 平成二十五年 私立高等学校入学志願動向

## 一 はじめに

私学経営情報センターでは、平成二十五年度学校法人基礎調査から、私立高等学校の入学志願動向を集計しました。

ここでは、二十四年度と二十五年度の志願倍率（志願者数／入学定員）と入学定員充足率（入学者数／入学定員）の状況を比較するとともに、男女校種別の動向や規模別の動向、最近十年間の定員割れ状況をまとめました。

なお、通信教育と学生募集を停止した高等学校は除いています。

## 二 私立高等学校の概況(表1)

二十五年度の集計学校数は一、二七九校で、前年度より五校増加し、集計された入学定員は約四一万人で、前年度より六二一人増加しました。

前年度に比べて志願者数が七、七〇五人、受験者数が一〇、五八三人、入学者数は一、三六〇人増加しました。

この結果、入学定員充足率は八四・一六％で、前年度に比べて〇・二一ポイント上昇しました。

## ● 男女校種別の動向(表2)

二十五年度において志願倍率が最も高いのは共学校で、以下男子校、女子校、合格率は女子校、共学校、男子校、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となっております、この順序は十六年度以降変わっていません。また、歩留率は女子校、男子校、共学校の順となっております。

表1 私立高等学校の概況

区分	24年度	25年度	増減
集計学校数	1,274校	1,279校	5校
入学定員	408,989人	409,610人	621人 (0.2%)
志願者	1,150,331人	1,158,036人	7,705人 (0.7%)
受験者	1,125,450人	1,136,033人	10,583人 (0.9%)
合格者	1,034,142人	1,045,197人	11,055人 (1.1%)
入学者	343,366人	344,726人	1,360人 (0.4%)
志願倍率	2.81倍	2.83倍	0.02ポイント
合格率	91.89%	92.00%	0.11ポイント
歩留率	33.20%	32.98%	△0.22ポイント
入学定員充足率	83.95%	84.16%	0.21ポイント

※志願倍率(志願者÷入学定員)、合格率(合格者÷受験者)  
歩留率(入学者÷合格者)、入学定員充足率(入学者÷入学定員)

表2 男女校種別の動向

男女校種別	年度	集計学校数	入学定員 A	志願者数 B	受験者数 C	合格者数 D	入学者数 E	推薦者数 F	志願倍率 B/A	受験率 C/B	合格率 D/C	歩留率 E/D	推薦割合 F/E	入学定員充足率 E/A
男子校	16年度	134	49,399	107,848	104,309	85,956	40,632	14,461	2.18	96.72	82.41	47.27	35.59	82.25
	17年度	130	46,821	97,146	94,835	78,524	37,476	14,026	2.07	97.62	82.80	47.73	37.43	80.04
	18年度	122	43,561	88,997	86,357	70,239	34,374	12,377	2.04	97.03	81.34	48.94	36.01	78.91
	19年度	116	41,698	83,284	79,972	68,240	32,761	10,790	2.00	96.02	85.33	48.01	32.94	78.57
	20年度	110	37,938	72,424	70,875	61,389	30,288	10,588	1.91	97.86	86.62	49.34	34.96	79.84
	21年度	112	39,208	74,451	72,749	61,693	30,167	10,451	1.90	97.71	84.80	48.90	34.64	76.94
	22年度	110	38,215	74,642	72,902	61,392	30,898	9,751	1.95	97.67	84.21	50.33	31.56	80.85
	23年度	113	38,582	76,210	73,582	62,635	32,125	11,338	1.98	96.55	85.12	51.29	35.29	83.26
	24年度	107	36,255	71,106	68,315	57,656	29,173	10,682	1.96	96.07	84.40	50.60	36.62	80.47
	25年度	106	36,127	68,180	66,214	56,372	29,261	10,742	1.89	97.12	85.14	51.91	36.71	80.99
女子校	16年度	334	101,765	163,815	160,059	151,088	67,312	30,476	1.61	97.71	94.40	44.55	45.28	66.14
	17年度	315	94,203	140,692	138,154	130,140	60,307	26,073	1.49	98.20	94.20	46.34	43.23	64.02
	18年度	304	89,460	131,856	129,816	122,064	57,066	24,878	1.47	98.45	94.03	46.75	43.60	63.79
	19年度	305	89,293	132,493	130,497	121,927	58,019	24,178	1.48	98.49	93.43	47.59	41.67	64.98
	20年度	295	83,762	120,121	118,556	110,902	54,397	22,274	1.43	98.70	93.54	49.05	40.95	64.94
	21年度	293	81,048	111,230	110,060	103,038	52,981	22,245	1.37	98.95	93.62	51.42	41.99	65.37
	22年度	285	78,135	110,948	109,165	103,577	53,990	22,381	1.42	98.39	94.88	52.13	41.45	69.10
	23年度	283	77,061	104,906	103,744	98,726	52,311	22,349	1.36	98.89	95.16	52.99	42.72	67.88
	24年度	279	76,039	104,663	103,312	97,623	52,083	21,198	1.38	98.71	94.49	53.35	40.70	68.50
	25年度	274	74,227	100,260	99,138	93,876	50,235	19,713	1.35	98.88	94.69	53.51	39.24	67.68
共学校	16年度	801	288,131	991,000	961,756	855,206	255,299	89,814	3.44	97.05	88.92	29.85	35.18	88.61
	17年度	812	289,619	938,268	918,774	830,017	241,271	89,537	3.24	97.92	90.34	29.07	37.11	83.31
	18年度	836	294,245	943,956	925,961	837,378	244,183	92,949	3.21	98.09	90.43	29.16	38.07	82.99
	19年度	845	292,414	934,088	913,727	818,928	244,439	87,142	3.19	97.82	89.63	29.85	35.65	83.59
	20年度	859	296,223	951,669	934,482	847,924	247,659	89,629	3.21	98.19	90.74	29.21	36.19	83.61
	21年度	868	293,853	938,649	918,885	832,277	243,741	85,704	3.19	97.89	90.57	29.29	35.16	82.95
	22年度	869	292,276	965,029	946,282	863,170	253,025	88,699	3.30	98.06	91.22	29.31	35.06	86.57
	23年度	885	294,451	952,961	931,290	857,107	252,175	88,384	3.24	97.73	92.03	29.42	35.05	85.64
	24年度	888	296,695	974,562	953,823	878,863	262,110	89,325	3.28	97.87	92.14	29.82	34.08	88.34
	25年度	899	299,256	989,596	970,681	894,949	265,230	89,430	3.31	98.09	92.20	29.64	33.72	88.63

集計学校数を十六年度と比較すると、男子校は二八校減少、女子校は六〇校減少したのに対し、共学校は九八

校増加しており、男子校、女子校から共学校化する傾向が読み取れます。

表3 規模別の動向

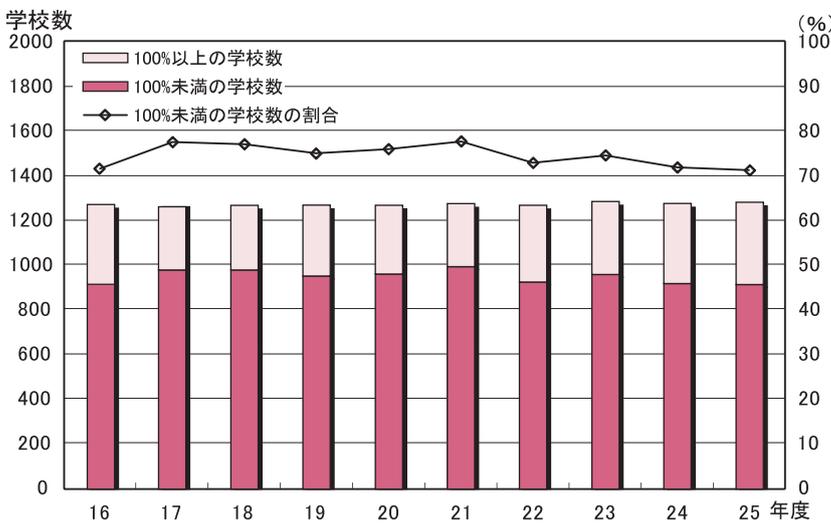
1校当たり 入学定員の区分	年度	集計 学校数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
			人	人	人	人	人	倍	%	%	%
100人未満	24	55	3,565	5,270	5,166	4,771	2,639	1.48	92.35	55.31	74.03
	25	57	3,681	4,941	4,860	4,512	2,461	1.34	92.84	54.54	66.86
100人以上 200人未満	24	206	30,708	61,835	60,215	53,811	26,390	2.01	89.36	49.04	85.94
	25	206	30,717	60,300	59,266	53,900	26,253	1.96	90.95	48.71	85.47
200人以上 300人未満	24	365	87,863	224,273	219,934	204,449	75,737	2.55	92.96	37.04	86.20
	25	371	89,412	228,941	225,079	207,414	76,109	2.56	92.15	36.69	85.12
300人以上 400人未満	24	273	91,906	266,820	259,279	237,700	80,204	2.90	91.68	33.74	87.27
	25	271	91,282	261,777	256,302	236,639	79,721	2.87	92.33	33.69	87.33
400人以上 500人未満	24	202	87,803	266,772	262,557	238,897	74,123	3.04	90.99	31.03	84.42
	25	201	87,150	267,763	263,186	240,842	73,862	3.07	91.51	30.67	84.75
500人以上 600人未満	24	95	50,817	153,039	149,361	139,440	40,802	3.01	93.36	29.26	80.29
	25	94	50,261	155,623	152,172	142,200	42,107	3.10	93.45	29.61	83.78
600人以上 800人未満	24	66	43,537	131,856	129,175	118,903	34,217	3.03	92.05	28.78	78.59
	25	67	44,317	136,393	133,351	122,926	35,126	3.08	92.18	28.57	79.26
800人以上 1000人未満	24	9	7,810	25,722	25,494	22,864	6,137	3.29	89.68	26.84	78.58
	25	9	7,810	28,681	28,437	24,155	6,103	3.67	84.94	25.27	78.14
1000人以上	24	3	4,980	14,744	14,269	13,307	3,117	2.96	93.26	23.42	62.59
	25	3	4,980	13,617	13,380	12,609	2,984	2.73	94.24	23.67	59.92
合計	24	1,274	408,989	1,150,331	1,125,450	1,034,142	343,366	2.81	91.89	33.20	83.95
	25	1,279	409,610	1,158,036	1,136,033	1,045,197	344,726	2.83	92.00	32.98	84.16

※全国の高等学校を1校当たり入学定員の人数により区分した。

●規模別の動向(表3)  
二十五年年度において志願倍率が最も高いのは、一校当たりの入学定員が八〇〇人以上千人未満の学校で、以下、五〇〇人以上六〇〇人未満、六〇〇人

以上八〇〇人未満、四〇〇人以上五〇〇人未満となっています。一方、入学定員充足率が最も高いのは、三〇〇人以上四〇〇人未満の学校で、以下、一〇〇人以上二〇〇人未満、二〇〇人以上三〇〇人未満の学校となっています。

最近10年の定員割れ状況



区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
100%以上の学校数	362	284	291	318	306	285	344	327	360	370
100%未満の学校数	907	973	971	948	958	988	920	954	914	909
(100%未満の割合)	71.5%	77.4%	76.9%	74.9%	75.8%	77.6%	72.8%	74.5%	71.7%	71.1%
合計	1,269	1,257	1,262	1,266	1,264	1,273	1,264	1,281	1,274	1,279

●私立高等学校の定員割れ状況  
十六年度において、入学定員充足率が一〇〇%未満の学校は九〇七校で、全体の七一・五%の割合でした。十五

志願倍率の高い学校区分と入学定員充足率の高い学校区分とは必ずしも一致していない事が読み取れます。

歳人口の減少のなか、二十五年年度においても九〇九校で、全体の七一・一%の割合となっています。

問い合わせ先(私学振興事業本部)  
私学経営情報センター  
☎〇三(三三三三〇)七八四四・七八四五  
Eメール center@shigaku.go.jp

事業団資金で明日を拓く — 特別編 —

東日本大震災を乗り越えて

学校法人 あしのめ学園 葦の芽幼稚園・葦の芽星谷幼稚園

東日本大震災から復旧された法人にお話を伺う特別編として、今回は宮城県気仙沼市の学校法人あしのめ学園を取材させていただき、熊谷伸一理事、長をはじめ、小野寺純一園長、石川イネ子園長にご協力いただきました。

— 地震発生時から新園舎建築までの状況を教えてください —

園舎の被災状況は、両園でかなり異なりました。

【葦の芽幼稚園】

園内には、送迎のバスを待つ園児が残っていました。教職員はすぐに園児たちの安全を確認しました。大小の余震が続く中、停電のため暖房も使えなかったため、園庭に停車中のバスの中に避難し暖を取ることにしました。

当園は、気仙沼市内の山側に立地しているため、津波による被害はありませんでした。地震の揺れによる目立った被害も三月十一日時点にはなく、被害を受けたのは、四月七日の大きな余震によるものです。

子どもの指が入るくらいの亀裂がほとんどの柱に生じており、崖側に面し

ている園舎の地盤が沈下し、教室の床が傾いてしまいました。専門家の調査では、柱の傾き具合から「半壊」と判定されました。

実際に、その教室で園児たちに話をしていると二、三分で気分が悪くなるほどでしたが、新園舎が建築されるまでの間は仮園舎とするため、応急的な修繕と改修を行いました。

もともと震災前に、老朽化した園舎の建て替えを計画していたので、それをベースに同じ場所でも木造の新園舎を建築する計画を立てました。しかし、崖に面していた園の敷地が宮城県から急傾斜地の指定を受けて、木造の園舎は崖から一定の距離を置かないと建築できないことになったため、隣接する敷地に建築し、平成二十四年八月に完成しました。

【葦の芽星谷幼稚園】

海側に立地した葦の芽星谷幼稚園（以下、星谷幼稚園といいます）では、

津波警報が出てすぐに、バスの送迎を待っていた園児たちを、園より高台にある老人施設に避難させました。保護者が迎えに来られなかった一〇人の園

児を預かり、すべての子供たちを保護者のもとに帰したのは三日後の三月十四日でした。

園舎は、津波により骨組み以外はすべて流失し、文部科学省の調査では「全壊」と判定されました。多くの建物が流失した地域でしたが、危険区域には認定されなかったため、「同じ場所でも再建していいものか」、また「もう少し高台に移転するべきか」等非常に迷いました。PTA総会に図った結果、同じ場所で再建することに反対する保護者はいなかったため、同じ場所での建築が決定し、二十四年一月に完成しました。

震災直後の葦の芽星谷幼稚園



— 新園舎のコンセプトを教えてください。また、特に工夫・配慮された点がありますか —

建築には両園とも、国の災害復旧費

補助金の要件である、「原形復旧」を基本としました。

震災後、避難所や仮設住宅等で息苦しい生活を強いられている園児たちが、健やかな成長と精神的安定を得るためには、友達と触れ合う場所と時間が何よりも必要であると考えました。

新園舎の建築に際して、特別なコンセプトはなく、ただ「一日でも早く建築したい」という思いだけでした。

教職員の気持ちの中では、せっかく建て替えるのであれば、構想にもっと時間をかけて実現させたい、という思いもありましたが、可能な限りの範囲で教職員のアイデアを両園に反映させ、一日も早い園の再開を目指しました。

❖ 自立心を育てるロッカー

今回、一番工夫したところがロッカーです。以前は、一つのロッカーを



園児自身が自分の持ち物を管理できるよう工夫が施されたロッカー

園児二人で使用していましたが、一人に一つずつとしました。ロッカー内の棚を二段から三段に増やして引出しをつけ、三つあるフックは、園児がけがをしないように円形にしました。

現在では、園児が自分の持ち物をきちんと管理し、自立心が芽生えてきたように見受けられます。

❖衛生設備（トイレ）

すべての個室に仕切りを設けました。園児が年少、年中、年長と成長する過程で、排泄行為を自分で行い、トイレを清潔に使用する習慣を身に付けさせるためです。

また、年長の園児のトイレは、小学校の環境に合わせて大人用の便器にしました。園児の成長に合わせた対応ができるのが、私学の利点の一つだと考えています。

❖セキュリティ設備

震災直後の混乱による治安に対する不安や昨今の事件・事故の増加で、保護者は子供の安全に非常に敏感になっています。何かが起きたときに園がどう対応するのかも、保護者の関心事の一つです。

そこで、園児や保護者に安心感を持ってもらうために、侵入者に反応する様々な装置やテレビカメラを園内に設置しました。このセキュリティシステムは東京や仙台のセキュリティセンタールタイムで集中管理しています。

❖避難経路の設置

星谷幼稚園では、先にお話ししたように、園児たちを老人施設に避難させました。敬老の日と季節の行事などの際に交流するだけでしたが、今回の津波で、正式に避難場所になっていたきました。避難するときに、車道を通らず直接その施設に行ける避難口を園内に設け、五分で避難できる体制をつくりました。

避難訓練は月一回行っています。



新たに設置した避難経路

―保護者、教職員からの評判はいいがですか―

葦の芽幼稚園では耐震性に優れた新しい園舎になったこと、星谷幼稚園では避難口の設置などで安心感につながったことなど、概ね高い評価をいただきました。

教職員も、細かいところではありま

すが、自分たちの意見が反映されていることに満足し、これまで以上に真剣に保育に取り組んでいます。



葦の芽幼稚園



葦の芽星谷幼稚園

―新園舎の建築費の一部に事業団の復旧支援融資をご利用いただきましたがその理由をお聞かせ下さい―

園児数の減少に不安はあるものの、五年後には気仙沼市の復旧復興にも一応の目途がつき、安定的な運営ができると見込んでいました。

事業団の融資は借入期間が二十五年と非常に長期であること、初年度を含めた五年間が無利子となり、元金償還の据え置き期間に資金を貯めておけることなど資金計画上、非常に都合の良い条件でした。また、金利が低利であることなど、どれをとっても私学に有利な融資だと感じました。

取材を終えて

学園では、教職員全員が震災の翌日から一週間かけて気仙沼市内のすべての避難所等を回られ、在園児三二〇名（葦の芽幼稚園一四〇名、星谷幼稚園一七〇名）の安否確認を行い、今後の幼稚園の再開について説明されたということでした。

被災当時のさまざまな混乱や不安の中で、園児・保護者のためにいま何をすべきか、それを瞬時に判断し、即実行されたことに真の教育機関の姿を感じました。また、園児たちの普段の行動の中に表われたわずかな変化を見逃さず、震災後の新たな課題として、子供たちがいかに子供らしく、その大切な時期を過ごせるか、そこに重点を置き心のケアをされています。

震災直後から、園のみならず地域の現状もホームページで配信し、日本全国、また海外にも多くの情報を伝えていきます。それを見た方々から、多くのご支援や励ましのお言葉をいただいたことで、より一層、再建に向けて励みになったそうです。現代において、情報を発信することがいかに重要であるか、改めて認識しました。

今後のさらなる園の発展と、あしのみ学園で学んだ子供たちが社会で活躍する姿を拝見できる日が非常に楽しみです。



京成千原線 学園前駅直結の  
緑に囲まれたキャンパス

魅力あふれる学校づくりを目指して

人間性を引き出す教育と

「総合保育創造組織」での実践的保育者養成

学校法人 千葉明德学園 理事長秘書 福中 裕明

連載 22

中学校・高等学校

◆人間性を引き出す教育

千葉明德学園は、大正十四（一九二五）年に創立された、短期大学・中学校・高等学校・短期大学附属幼稚園・本八幡駅保育園・浜野駅保育園からなる学校法人です。

「明德」とは中国の古典「大学」の一節である「大学之道、在明明徳、在新民、在止於至善」（大学の道は、明徳を明らかにするにあり、民を新たにするにあり、至善にとどまるにあり）に由来します。これは「世の為・人の為となる学問を究めるには、人間が生まれ持った優れた人間性を引き出し輝かせること」という意味を持つており、これが学園の教育理念となっております。

中学校・高等学校では、明徳を明らかにせんとする校是こうせいにもとづき、知を磨き、心身を正しくして人間性の向上をはかり、平和で民主的な社会を希求する人間を育成することを教育目標としています。

平成二十三年には中学校を開校しました。中学校の入学者は六年間の中高一貫コースで学びます。「明德」の理念のもと、「こころを耕す学習」と「文理両道のリベラルアーツ」を二本柱とした教育を行っています。これは、子どもたちの「理科離れ」をおもんばかつてのことです。

この教育を実現するための特徴的な設備として、電子顕微鏡や天文台を備え、天文台には本格的な天体観測が可能で、四〇センチメートルカセグレン式反射望遠鏡を設置しています。このドームの天井は開閉式で、コンピュータと連動し、自動導入制御が可能です。また、子午線通過時も連続観測が可能です。長時間の撮影、小惑星、超新星などの全天パトロールを効率よく行えます。

もちろん、日中は太陽観測も可能です。学内向けの天体観測会を行うほか、地域の小学生と保護者を対象とした「親子の天体観測会」を実施しています。

開校から四年目を迎え、四月には初の内部進学生が中学校から高等学校に進級します。新たな転機を迎え、これからの高等学校の形がどうなっていくか、非常に楽しみです。



中学校天体ドーム

短期大学

◆総合保育創造組織とは

千葉明德短期大学は保育者を養成する短期大学であり、学内には子育て支援施設「育ちあいのひろば『たいむ』」があり、加えて附属幼稚園と本八幡駅保育園、浜野駅保育園とそれぞれ協力して保育を展開しています。また、姉妹法人である社会福祉法人千葉明德会には明德土気保育園、明德そでの保育園があります。これらの組織は保育の場であり、また、保育者養成の場でもあり、子ども支援の場でもあるのです。

あり子育て支援の場でもあるのです。

千葉明德学園の保育は子どもを中心に据えてあらゆる世代の人を支援することを目指しており、理念を共有する組織間で協力して実現していくことが大切だと考えています。この取り組みを「総合保育創造組織」と呼んでいます。子どもとその育ちにかかわるすべての大人の支援となる総合保育を目指し、保育の中で起こる創造性を大切にします。子どもの育ちは誰一人として同じでなく、また、かわる大人の状況も同じではないため、「人を理解すること」に一つの答えはないと考えています。よって保育は創造的な営みであり、明德の保育者は新たな保育のあり方を創造し続ける存在となります。短期大学の学生もまた、入学と同時にこの組織の一員に加わることとなります。

◆卒業後も続く学びの場

～地域を支える保育者へ～

短期大学が毎年夏季に開催する「めいトーク保育講座」では、保育者が抱える具体的な課題に関する研修会や研究会などを開催しており、参加者の中には多数の卒業生がいます。昨年の講座は附属幼稚園の公開保育と分科会を併せて行い、組織が連携して学びあう場を作りました。

また、こども臨床研究所「卒業生センター」では、卒業生がいつでも戻ってこられる場を提供しています。卒業

生同士の交流の場・情報交換の場であったり、子連れで遊んだり、教職員と話したりと、思い思いに過ごせる場として卒業生をサポートしています。勉強会としては「保育実践研修会」を開催し、「学生の頃の理想の保育と、今の自分の保育について」や「保護者との関わりについて」といったテーマでディスカッションしています。短期大学は卒業してからも学びの場・交流の場として保育者を支えています。

**子育て支援**

**❖育ちあいのひろば「たいむ」**

短期大学の子育て支援事業「育ちあいのひろば『たいむ』」は、十年に活動をはじめ、十七年には、「誰もがいつでも集い、共に育ちあう場」という理念を打ち出し、文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」の採択を受け、保育者養成のプログラムの一つのモデルケースとして実践を行いました。

「たいむ」の基本方針は、子育ての当事者が主体となって参画する地域の子育て支援のあり方の模索、附属幼稚園との連携、短期大学学生の参画、「たいむ」のスタッフである短期大学卒業生のリカレント教育です。

ゆったりと親子が過ごし、支え合えるような仲間を作り、社会とのつながりが持てるような主体的な広場を目指しています。そのため、あえてプログ

ラムを立てない「ノンプログラム」の活動を基本としています。今後はさらに多くの学生や、地域の自治体やNPO、民生委員、子育て支援団体などを巻き込むような動きになるように、さらなる改善を図っていきたくと考えています。

**❖養成校と保育現場をつなぐ**

**「明德あそぼうカー」**

待機児童問題など、保育現場が社会に果たすべき責務が近年盛んに取り上げられています。それに伴い保育現場の負担も増加してきていることとあります。

こうした状況を踏まえ、保育者養成校である短期大学では、昨年九月から「明德あそぼうカー」という新しい取り組みを始めました。短期大学の教員が得意とする分野の教育プログラムや資源を、現場の保育者に負担をかけず、かつ短期大学の学生にとって貴重な学びの経験となるように、保育現場へ提



土粘土による造形活動

供していくことを目指しています。スタートから現在まで四回、保育現場に出かけました。三〇〇キロの土粘土を運び、短期大学教員の指導のもと三十から五十人の子どもたちに山のよきな土粘土を使ったダイナミックな遊びを体験していただきました。



千葉明德短期大学附属幼稚園

今後は土粘土のプログラムだけでなく、他の遊びプログラムも積み込んでいきたいと考えています。あそぼうカー・プロジェクトは保育現場からの打診をお待ちしています。保育現場の皆様、ぜひご検討ください。

**附属幼稚園**

**❖めいとく森の運動会**

自然に恵まれた附属幼稚園では、四季折々の自然を肌で感じられる保育を行っています。広い芝生や起伏に富んだ園庭、青々と茂った森で、自然植物や生き物に対しての発見や疑問に思う心、調べようとする力、野菜や花を育

て生長の変化を感じ、生命を大切にする心と他者への思いやりの気持ち育てています。

昨年の運動会の特徴的な競技として、クロスカントリーという競技がありました。これは、敷地内の起伏のある森の中の長距離コースを走り抜け、鉄棒・登り棒、うんていなどを経てゴールするというもので、子どもにとってたいへん体力を使うものでした。途中で泣いてしまう子もいましたが、ゴールした子どもたちの表情は達成感に満ちていました。

**❖保育園運営と地域の子育て支援**

JR東日本グループの子育て事業による駅型保育園、明德本八幡駅保育園が昨年十月に十周年を迎え、同じく浜野駅保育園は開園から四年が経ちました。姉妹法人の社会福祉法人千葉明德会、明德土気保育園は開園から七年が経ち、昨年四月には習志野市の保育所の民営化を受け明德そでの保育園も加わりました。

これら関係園と連携し、今後も組織が一体となり、明德の考える理想の保育を追求していきたいと考えています。

**◆◆寄稿者紹介◆◆**

**福中 裕明（ふくなか ひろあき）**

千葉明德学園理事長秘書。民間企業勤務等を経て平成二十五年より現職。

## 退職時の手続き

### 資格・短期給付・年金・保健事業・貸付

加入者が退職する際には、様々な手続きが必要となります。保健事業の中には早めに手続きしなければならぬものもありますので、漏れないようにご注意ください。

また、退職する加入者への説明の際などに利用できるよう簡単なリーフレットを作成し、本誌に同封してありますので、あわせてご利用ください。リーフレットは私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」にも掲載しています。

#### 資格関係

業務部 資格課

#### 資格喪失報告書

「資格喪失報告書」は退職日から十日以内に提出してください。

退職日の翌日（資格喪失日）から加入者としての資格がなくなり、加入者証等は使用できません。同報告書に加入者証・加入者被扶養者証及び私学事業団から交付された受給者証や認定証等を添付して返納してください。

なお、長期給付（年金）の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります（月末の退職は退職した月まで、また、月途中での退職はその月

の前月までが加入者期間になります）。

#### 長期給付加入者記録票の送付

加入者（七十歳未満）が資格喪失すると確認通知書と「長期給付加入者記録票」を学校法人等あてに送付しますので、退職した加入者に必ず渡してください。

「長期給付加入者記録票」には、将来年金を請求するときに必要な加入者番号や加入期間が記載されています。

#### 任意継続加入者になる場合

退職日まで引き続き一年と一日以上加入者であった人（注一）が資格を喪失したときに任意継続加入者になると、喪失日から最長二年間（注二）は短期給付（注三）を受け、福祉事業（貸付け及び貯金等を除きます）を利用できます。なお、長期給付（年金）は継続できません。

任意継続加入者を希望する場合は「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から二十日以内に提出してください。後日、本人の住所あてに「任意継続加入者証」「任意継続掛金納付通知書（口座引落しはできません）等」を送付します。納付期限までに掛金の支払がない場合、任意継続加入者の資格

は喪失しますのでご注意ください。

（注一）任意継続加入者の申し出の条件である「引き続き一年と一日以上」の期間には、過去の任意継続加入者の期間は含まれません。

（注二）喪失日から二年の間に七十五歳を迎える人については、任意継続加入者の期間は七十五歳の誕生日の前日までになります。

（注三）短期給付のうち、休業給付は受けられません。ただし、出産手当金と傷病手当金を喪失後の給付として受けられるとき（後述の短期給付関係を参照）は、任意継続期間中も対象となります。

#### 短期給付関係

業務部 短期給付課

退職後、本人として他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に加入したときを除き、私学共済制度の資格喪失後の給付が受けられません。

なお、資格喪失後の給付に付加給付はありません。

#### 出産費

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が資格喪失後六か月以内に出産したときは、出産費が受けられます。

①資格喪失後、国民健康保険に加入したときは、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、家族の被扶養者になっ

たときは、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択することになります（両方は受けられません）。

※「直接支払制度」を利用するときは、「私学事業団から資格喪失後の出産費を受ける資格がある旨」の証明書を医療機関等に提出することになります。証明書は本人が文書で請求してください。

※また、「受取代理制度」を利用するときは、出産予定日の二か月前以降に「出産費申請書（受取代理用）」で申請してください。

#### 出産祝品

【保健課】

私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品が贈呈されます。

#### 出産手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職時に出産手当金を受給していたときは、出産日後五十六日までの期間について受けられます。

また、退職日までは給付額以上の給与が支払われていたため出産手当金を受けていなかった人も、出産日後五十六日までの期間について受けられます。ただし、在職中は休業せず退職まで勤務していた場合は受けられません。

**傷病手当金**

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職後も労働能力がな  
く療養している状態が継続している場  
合は、支給期間一年六か月を限度とし  
て傷病手当金を受けられます。

①退職時に傷病手当金を受けていたと  
きは、継続して受けられます。

②在職中に傷病手当金を受ける要件を  
満たしながら、給付額以上の給与  
が支払われていたため傷病手当金を受  
けていなかった人も対象となります。

なお、雇用保険の基本手当を受ける  
ため求職の申し込みをしたときは、傷  
病手当金の対象となりません。

また、障害給付（年金又は一時金）  
及び退職・老齢を事由とする年金を受  
けている場合には、傷病手当金を受け  
られません。

ただし、支給される年金の額が傷  
病手当金の額を下回るときは、その  
差額が傷病手当金として受けられます。

**埋葬料**

加入者が退職後三か月以内に死亡し  
たときは、埋葬料が受けられます。

**年金関係**

**年金部 年金第一課**

**退職共済年金の決定を受けて  
いない人が退職した場合**

①加入者期間が一年以上の人  
昭和二十八年四月一日以前に生まれ  
た人は、六十歳になったときに退職共  
済年金の受給権が生じます。

昭和二十八年四月二日以後に生まれ  
た人は、支給開始年齢が段階的に引き  
上げられます（平成二十五年版「事務  
の手引」四二二頁参照）。

②加入者期間が一年未満の人  
六十五歳になったときに退職共済年  
金の受給権が生じます。

③請求手続き  
受給権が生じる二〜三か月前に、請  
求手続きに関する案内を本人あてに送  
付します。請求手続きについては、共  
済事業本部又は各ガーデンパレス（東  
京・京都を除きます）の共済業務課に  
照会してください。

（在職中に退職共済年金の受給権が  
生じる人については、学校あてに請求  
手続きの案内をお送りしていますが、  
未請求の場合は速やかに手続きして  
ください）

※退職共済年金の受給要件として、公  
的年金制度の加入期間が合計で二十  
五年以上必要です。

**退職共済年金の決定を受けて  
いる人が退職した場合**

資格喪失を確認後、「退職共済年金改  
定請求書（退職用）」を年金者あてに送  
付しますので、学校法人等を経由せず、  
共済事業本部に提出してください（退

職後一か月以内に再び私学共済制度の  
加入者となった場合は、提出不要です。  
ただし、六十五歳以上の「支給繰下げ」  
を希望した人が退職した場合、この請  
求書は送付されません。支給繰下げを  
希望した人が年金を受給したいときは、  
繰下げ希望時に送付した「退職共済年  
金支給繰下げ申出書（繰下げ請求書）」  
を提出してください。提出した翌月分  
の年金から支給を開始します。

**〔六十五歳未満でハローワークに  
求職を申し込んだ場合〕**

六十五歳未満の人がハローワークで  
求職の申し込みをしたときは、届け出  
が必要ですので、共済事業本部に照会  
してください。

**〔他の被用者年金制度等に加入の  
場合〕**

退職共済年金・障害共済年金の受給  
権者が、厚生年金保険の被保険者等に  
なったときは、届け出が必要ですので、  
共済事業本部に照会してください。

**〔七十歳の「みなし退職」後、実際  
に退職した場合〕**

退職改定の手続きは必要ありませ  
ん。資格喪失を確認後、自動的に在職  
中の停止を解除し、ご本人あてに通知  
します。

**国民年金への届け出**

退職した加入者本人または被扶養者  
であった配偶者が、六十歳未満で、無  
職又は自営業となるときは、市区町村  
の国民年金担当窓口で「種別変更届」  
を提出してください。

**保健事業関係 福祉部 保健課**

**積立貯金の解約**

送金を希望する月の前月二十五日（必  
着）までに、学校法人等を経て「積立  
貯金解約請求書」を提出してください。  
資格喪失後は預り金となり、利息は  
つきませんので、必ず解約の手続きを  
してください。預り金の払い戻し請求  
の消滅時効は十年です。

**積立共済年金の脱退**

退職する月の前月二十五日（必着）  
までに、学校法人等を経て「積立共済  
年金脱退申出書」と「積立共済年金給  
付金請求書」を提出してください。

資格喪失後も脱退申出書等の提出が  
ない場合は、後日、本人あてに未提出  
である旨を通知します。  
※任意継続加入者になる場合は、継続  
して加入できます。

**給付コースの選択**

年齢や加入期間などの条件（受給資  
格）を満たした人が退職したときに

は、年金・一時金・終身保険・医療保険の各コースから選択することができません。

ただし、年金受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金となります。

**【五月から年金で受け取る時】**

- ① 二月二十五日までに脱退申出書と給付金請求書を提出

(退職(脱退)時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は一月二十四日が申し出の締め切りです)

- ② 三月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を五月から開始

**【一時金で受け取る時】**

- ① 二月二十五日までに脱退申出書と給付金請求書を提出
- ② 三月分の掛金を振り替え後、三月下旬に積立金残高を脱退一時金として加入者の口座へ送金

なお、年金コースを選択する場合は、十年を限度として年単位で受給権の取得を繰り延べることもできます。

積立満了・中途脱退の場合の年金・一時金請求には、給付金額にかかわらず、印鑑証明書の提出が不要となりました。スタンプ印以外の朱印にて押印ください。

※夫婦終身年金を選択した場合には、戸籍謄本が必要となります。

**共済定期保険の脱退**

三月末日までに退職し、四月から九月まで(保険料納付済期間)の保障を希望しないときは、三月末日までに「退職脱退申出書」を学校法人等を経て提出してください。納付済み前分分の保険料は六月中に加入者の口座へ返金します。

なお、脱退の手続きを行わなかったときは、資格喪失後も九月までの期間に限り保障の対象とし、保険料は返金しません。

※任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

また、二年以上加入されている人は、引き続き「退職後保障プラン」に加入できますので、共済定期保険フリーダイヤルにお問い合わせください。

☎〇二二〇(七二六)二六七  
(平日午前九時～午後五時十五分)

**●給付請求の時効**

積立共済年金・共済定期保険の給付請求の時効は三年です。

**教職員生涯福祉財団のアイリスプラン**

退職するときの詳しい手続きについては、専用のフリーダイヤルにお問い合わせください。

☎〇二二〇(八四四)〇三三  
(平日午前九時～午後五時十五分)

**貸付関係 福祉部 貸付課**

貸付けは、学校法人等を退職することにより加入者資格を喪失したときは、即時に全額償還しなければなりませんので、学校法人等を通じて払い込んでください。なお、あらかじめ職中に全額を任意償還することもできます。

**【資格喪失の確認後に即時償還をする場合】**

学校法人等が提出した「資格喪失報告書」を本事業団が確認すると自動的に即時償還の通知を行います。

**①最終定期償還**

通常は資格喪失処理前に定期償還の決定処理が行われますので、退職後の定期償還が発生します。

**②償還期限(払込期限)**

償還通知書の交付日から六十日後が償還期限となります。

**③即時償還の額**

最終定期償還後の元金残と払込日までの経過利息の合計額です。

原則、三枚の払込取扱票を送付しますので、即時償還通知書を確認し、払込日に応じた払込取扱票を使用してください。

**▼資格喪失の事前受付と即時償還**

年度末に実施している事前受付で資格喪失を手続きした場合、四月の定期償還を決定する前に資格喪失が確認できるため、三月が最終定期償還になります。

**【在職中に任意償還をする場合】**

毎月十五日(必着)までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」で申し出ると、任意償還の通知を行います。

**①最終定期償還**

任意償還申出書の提出期限日の翌月の定期償還は発生せず、当月の定期償還が最終になります。

**②償還期限(払込期限)**

最終定期償還の償還期限と同日です(例えば、貸付日二日の借受人が、三月十四日までに任意償還の申し出をした場合、四月一日が償還期限となります)。

**③任意償還の額**

最終定期償還後の元金残額になりますが、半年払償還を併用している場合に限り、直近の半年払の償還月から払込日までの経過利息がかかります。

なお、償還期限(払込期限)を過ぎても払い込んだ場合、後日、学校法人等を通じて不足利息を請求します。

※即時償還額又は、任意償還額を事前に確認したい場合は、**私学共済ホームページ(事務担当者コーナー)▼任意償還(全額)・即時償還の試算**で試算ができますのでご利用ください。

## 開催期間 2月12日(水)～3月6日(木) 各地で開催

開催地	会場及び所在地	開催日
東京 ※	文京区湯島1-7-5 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」	2/17(月)
		2/18(火)
		2/19(水)
横浜 ※	横浜市神奈川区高島台7-5 神奈川県私学会館 講堂	2/13(木)
		2/14(金)
厚木	厚木市中町1-1-3 厚木市ヤングコミュニティーセンター(厚木シティプラザ5階) 大会議室	2/12(水)
新潟	新潟市中央区幸西3-3-1 新潟会館 1階「カトリア」	2/19(水)
長岡	長岡市大手通1-4-10 市民協働センター 協働ルーム1・2・3	2/20(木)
富山	富山市新総曲輪4-18 富山県民会館 701号室	2/20(木)
金沢	金沢市鞍月2丁目1番地 (財)石川県地場産業振興センター 本館第4研修室	2/19(水)
福井	福井市手寄1丁目4-1 AOSSA6階 福井市地域交流プラザ 研修室607	2/18(火)
甲府	甲府市丸の内1-5-4 恩賜林記念館 大会議室	2/14(金)
長野	長野市中御所岡田131-4 ホテル信濃路「飯綱」	3/ 5(水)
松本	松本市中央1-23-1 松本商工会館 第3会議室	3/ 6(木)
岐阜	岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館 大会議室	2/26(水)
静岡	静岡市葵区追手町9-26 静岡県私学会館 5階大会議室	2/27(木)
浜松	浜松市中区城北1-8-1 浜松市勤労会館「Uホール」 23会議室	2/26(水)
沼津	沼津市御幸町14-5 沼津商工会議所 3階大ホールA・B	2/28(金)
名古屋	名古屋市中区錦3-11-13 名古屋ガーデンパレス 3階「栄・泉」	2/27(木)
津	津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館第206会議室	2/25(火)
大津	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海県民交流センター 2階203号室	3/ 5(水)
京都	京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605 京都ガーデンパレス 2階「葵」	3/ 6(木)
大阪	大阪市淀川区西宮原1-3-35 大阪ガーデンパレス 2階「桜・桐」	3/ 4(火)
神戸	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館	2/18(火)
奈良	奈良市法蓮町757-2 春日野荘(公立学校共済組合奈良宿泊所) 畝傍の間	2/20(木)
和歌山	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館 304会議室	2/19(水)

開催地	会場及び所在地	開催日
倉吉	倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心 2階セミナールーム7	3/ 4(火)
松江	松江市朝日町478-18 松江テルサ 研修室1	3/ 5(水)
益田	益田市あけぼの東町2-1 マスタセントラルホテル	3/ 6(木)
岡山	岡山市北区下石井2-6-41 ビューアリティまきび(公立学校共済組合岡山宿泊所)	2/20(木)
広島	広島市東区光町1-15 広島ガーデンパレス 2階「錦」	2/18(火)
福山	福山市三吉町1-1-1 東部総務事務所 第3庁舎8階 第381会議室	2/19(水)
山口	山口市湯田温泉3-1-1 翠山荘(地方職員共済組合湯田保養所)	2/26(水)
周南	周南市築港町8-33 ホテルサンルート徳山	2/27(木)
徳島	徳島市山城町東浜傍示1番地1 アスティとくしま 第4会議室	2/26(水)
高松	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター 7階第1中会議室	2/27(木)
松山	松山市北持田町139-2 愛媛県生活文化センター 第1研修室	3/ 6(木)
高知	高知市本町5-3-20 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階中会議室「藤」	3/ 4(火)
福岡	福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス 1階「ガーデンホール」	3/ 4(火)
久留米	久留米市東町272-4 久留米学園高等学校	3/ 5(水)
北九州	北九州市小倉北区大門1-5-1 西日本工業大学小倉キャンパス 大学院・地域連携センター401教室	3/ 6(木)
佐賀	佐賀市天神2-1-36 グランデはがくれ	2/20(木)
長崎	長崎市桜町9-6 長崎県勤労福祉会館 第2・3会議室	2/18(火)
佐世保	佐世保市三浦町2-3 アルカスSASEBO 大会議室B	2/19(水)
熊本	熊本市中央区水前寺1丁目33-18 水前寺共済会館 1階「芙蓉」	2/27(木)
大分	大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館 大会議室	3/ 6(木)
宮崎	宮崎市宮崎駅東一丁目2番地8 ニューウェルシティ宮崎 霧島	3/ 4(火)
鹿児島	鹿児島市鴨池新町7-4 鹿児島県市町村自治会館 401号室	2/26(水)
那覇	那覇市旭町116-17 沖縄県市町村自治会館	2/26(水)
宮古	宮古島市平良字下里156-1 みつば幼稚園	2/27(木)

# 平成25年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会

広報相談センター 相談班

平成25年度第2回私学共済事務担当者連絡会を次のとおり開催します。

連絡会は、事務担当者の皆様に最新の情報をお知らせすることを目的としていますので、ぜひご出席ください。また、日頃の業務に関するご質問等も受け付けております。

## ●開催内容

- 1 社会保障制度改革国民会議報告書について
- 2 平成26年度の掛金率
- 3 平成25年10月以降の年金額（特例水準の解消）
- 4 各業務からのお知らせ
  - (1) 産休期間中の掛金免除等について
    - ① 産休期間中の掛金免除について
    - ② 産前産後休業終了後の標準給与と改定の導入
    - ③ 産休期間中の掛金免除に伴う貸付定期償還期限の延長について
  - (2) 資格関係
    - ① 資格取得・資格喪失報告書の事前受付
    - ② 加入者証等の返納
    - ③ 被扶養者資格の確認
    - ④ 被扶養者再審査の結果報告の送付について
  - (3) 掛金・貸付関係  
「掛金・児童手当拠出金」及び「貸付償還金」の口座振替について
  - (4) 短期給付関係
    - ① 医療機関で提示する証明書（高齢受給者証、限度額適用認定証等）の発送について
    - ② 「給付金等送金記録のお知らせ」の送付について
  - (5) 長期給付関係
    - ① 退職共済年金の請求勧奨
    - ② 退職共済年金の支給繰下げの見直し
    - ③ 遺族基礎年金の父子家庭への支給
  - (6) 保健関係
    - ① 特定健康診査・特定保健指導
    - ② 3月末退職に伴う手続き（共済定期保険、積立共済年金、アイリスプラン）
    - ③ 任意継続加入者となった場合（共済定期保険、積立共済年金、アイリスプラン）
  - (7) 広報関係
    - ① 私学共済ホームページの利用のお願い
    - ② 「退職者向けリーフレット」の送付

## ●開催時間

午後1時30分～4時

ご出席にあたっての事前のお申し込みは必要ありません。

## ●出席カードの記入

連絡会当日は、出席カード（会場で配付するテキストについています）を記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえご出席ください。

## ※連絡会を2回以上開催する開催地

開催地	開催日	対象学種
東京	2/17(月)	大学、短期大学、高専、専修学校
	2/18(火)	高等学校、中学校、小学校
	2/19(水)	幼稚園、特別支援学校、各種学校
横浜	2/13(木)	幼稚園を除く全学種
	2/14(金)	幼稚園

対象の学種の日又は開催会場に出席できない場合は、ご都合に合わせて他の学種の日又は他の会場にご出席ください。

## ●会場・開催日一覧

開催地	会場及び所在地	開催日
札幌	札幌市中央区北1条西6 札幌ガーデンパレス 2階「孔雀・白鳥(2)」	2/25(火)
函館	函館市若松町7-15 函館商工会議所 函館経済センター 会議室	2/27(木)
旭川	旭川市7条通6丁目 ロワジュールホテル旭川	2/19(水)
北見	北見市北3条東1丁目 北見商工会議所 北見経済センター 2の1会議室	2/20(木)
帯広	帯広市西3条南9丁目1 帯広商工会議所 帯広経済センター 中会議室A	3/ 5(水)
釧路	釧路市幣舞町4番28号 釧路市生涯学習センター 学習室703	3/ 6(木)
青森	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館「アスパム」 8階「しらかみ」	2/19(水)
八戸	八戸市一番町1-9-22 八戸地域地場産業振興センター「ユートリー」4階研修室	2/20(木)
盛岡	盛岡市内丸11-2 岩手県公会堂 21号室	2/20(木)
一関	一関市大手町3-40 岩手日報一関ビル 2階会議室	2/19(水)
仙台	仙台市宮城野区榴岡4-1-5 仙台ガーデンパレス 2階「鳳凰」	2/18(火)
秋田	秋田市山王5-9-6 ふきみ会館 3階「鳳凰の間」	2/25(火)
山形	山形市松波4-6-11 私学会館	2/27(木)
酒田	酒田市浜田1-3-47 天真学園高等学校	2/26(水)
福島	福島市上町4-25 福島テルサ 研修室「しのぶ」	3/ 4(火)
郡山	郡山市熱海町熱海2丁目148番地の2 郡山ユラックス熱海 第4小会議室	3/ 5(水)
いわき	いわき市平字田町120番地 いわき産業創造館 セミナー室A	3/ 6(木)
水戸	水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館 2階 大会議室	2/17(月)
宇都宮	宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館 301会議室	2/14(金)
前橋	前橋市野中町361-2 (公財)群馬県勤労福祉センター	2/21(金)
さいたま	さいたま市浦和区岸町7-5-14 さいたま共済会館 602(第2ホール)	2/17(月)
川越	川越市脇田本町15-13 東上パールビルザンク	2/12(水)
千葉	千葉市中央区中央4-17-8 千葉県自治会館 第1・2会議室	2/19(水)
柏	柏市東上町7-18 柏商工会議所 401会議室	2/14(金)



**共済事業本部**

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

**☎03(3813)5321(代表)**

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。



**確定申告用の書類を送付します**

**1 住宅貸付の借受者**

平成25年に住宅貸付を借り受けた人や、25年中に自己の居住の用に供した人の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を、1月中旬に学校法人等あてに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届(様式第8号)」の提出がないと発行されませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

※ 24年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた借受者の残高証明書は、年末調整用として、昨年10月18日に学校法人等あてに発送しています。

また、年末調整用の残高証明書を発行した後に、任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等あてに送付します。 **【福祉部 貸付課】**

**2 任意継続加入者**

平成25年分任意継続掛金の納付が10月21日までに確認されている人には、「平成25年分任意継続掛金納付証明書」を10月28日に発送しましたが、それ以降に初めて当該年分の掛金納付が確認された人には、「納付証明書」を1月下旬に送付します。 **【業務部 掛金課】**

**3 年金受給権者**

退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、恩退年金は所得税法上、課税の対象となりますので、これらの年金を受給している人には、「平成25年分公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬に送付します。

なお、在職中などで平成25年中に年金の支払いがなかった人へは送付しません。 **【年金部 年金第二課】**

**61歳を迎える人の年金請求勸奨が始まります**

平成26年度は、昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた人が、退職共済年金の支給が開始される年齢である61歳になります。

在職中の加入者については、退職共済年金の請求のご案内を学校法人等を通じて送付しており、支給開始年齢に到達した時点で加入者期間が1年以上となる加入者に対して、年齢到達の3か月前に送付しています。

平成26年4月に61歳を迎える昭和28年4月2日から5月1日が誕生日の加入者を対象として、1月から送付を開始し、順次送付することになりますので、対象者にご案内をお渡しいただき、請求手続きを助めていただくようよろしくお願いいたします。 **【年金部 年金第一課】**

**1 月の共済業務スケジュール**

6日(月)	掛金 11月分納期限 貸付 送金 貸付 12月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 2月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
28日(火)	掛金 12月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(金)	貸付 2月24日送金申し込み締め切り 掛金 12月分納期限

**退職者向けリーフレットを送付します**

退職の際の私学共済に関する様々な手続きをまとめたリーフレット〔26年1月発行〕を作成しました。本紙に同封して送付しますので、退職を予定している加入者への説明等にご活用ください。

**【広報相談センター 広報班】**

**2 月の共済業務スケジュール**

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 1月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 3月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

## 「月報私学」表紙写真の募集

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

### ◆募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景

春季	入学（園）式、遠足、生徒総会、校外学習、卒業（園）式
夏季	短期留学、臨海学校、夏祭り、オープンキャンパス
秋季	運動会、体育祭、文化祭、コンクール、公開授業、学校説明会
冬季	クリスマス、進路講演会、百人一首大会、もちつき大会

### ◆応募写真

デジタル、プリント、ポジフィルムいずれかの写真

### ◆応募方法

写真は、学校法人等名、担当者名及び連絡先を明記のうえ、郵送もしくはメールでご送付ください。

また、ファイル転送サービスでもお受けしています。

### ◆応募・問い合わせ先

〒102-8145

千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7811・7822

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

※写真は原則として返却いたしません。

※応募作品は著作権などの権利が応募時点で応募者に帰属するものに限りです。

※採用作品は、私学事業団が「月報私学」の表紙写真として使用し、冊子として刊行、本事業団ホームページに掲載するほか、「月報私学」表紙写真の募集広告に使用することがあります。

※撮影対象の肖像権侵害などの責任は負いかねます。

応募に際しては、必ず撮影対象者の承諾及び上記事項への使用許可を得てください。

## 助成業務

### 私学振興事業本部

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

### 会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

また、東日本大震災にかかる義援金や奨学金等の処理に対するご質問についてもお受けしています。

### 私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7838・7846・7847

FAX 03(3230)8727

Eメール center@shigaku.go.jp

※Eメールでのご質問は、お名前・所属・連絡先をご記入ください。

### 「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学、短期大学法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など私立学校の図書資料を収集整理し、学校法人関係者の閲覧用に提供しています。

規程集については、調べたい規程を名称により検索することも可能です。制度等の見直しや規程改正をお考えの際、ぜひご利用ください。

### 私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7846・7847

Eメール center@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

# 東京ガーデンパレスのおすすめ宿泊プラン

最寄駅のJR「御茶ノ水」駅では、聖橋口の駅前広場機能整備等の工事が行われています。全ての工事が完了する平成32年度には、隣接する神田川の景観を残しつつ、耐震性の高い駅舎に生まれ変わります。五輪の開催に向けて変わりゆく「東京」をご覧ください。



宿泊室（イメージ）

### 「おでかけファミリープラン」【1日2室限定】

1部屋 20,000円！ 5名様まで同一料金です！  
 さらに「上野動物園1日入園券」（大人2名様分）をプレゼント♪  
 ご家族やグループでのご利用にお得なプランです。  
 上野動物園周辺は、美術館・博物館・アメ横など観光スポットがいっぱいあります。

### 「私学メンバーズカード会員限定プラン」

1泊 シングル（1名様） 8,000円→ 7,500円  
 ツイン（2名様） 14,500円→ 13,500円  
 ダブル（2名様） 14,400円→ 13,400円

私学メンバーズカードで支払うだけ！  
 宿泊のご利用がいつでもお得になります！



※記載されている料金は、いずれも平成26年3月31日までの料金です。



〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5（JR・地下鉄丸ノ内線「御茶ノ水」駅下車、徒歩5分。地下鉄千代田線「新御茶ノ水」駅（B1出口）から徒歩5分）  
 ☎03（3813）6211（代表） ☎03（3813）6290（宿泊予約）  
<http://www.hotelgp-tokyo.com>

## 融資事業のご案内

# 平成25年度融資のご相談、お待ちしております！

### ■ 融資金利表（平成26年1月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.3	年% 0.8	年% 0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.4	0.9	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.8	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。  
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築  
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

25年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先  
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861~7867  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)